

人1第4724号
13. 6. 8
改正 人制第62号
19. 1. 4
人制第7923号
20. 6. 27

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議議長 殿
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

人事教育局長

防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令第16条に基づく定めについて
(通知)

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

記

- 1 防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令(平成13年防衛庁訓令第46号。以下「訓令」という。)第3条第1項の「その他採用の必要性を明らかにするための事項」とは、採用予定官職に係る専門的な知識経験又は優れた識見の要件、任期付隊員の採用の必要性及び公務部内からの補充が困難な理由を検証した事項とする。
- 2 機関等の長は、訓令第3条第2項に基づき任期付隊員採用計画評議委員会に諮る場合には、人事教育局人事計画・補任課長あて通知し、あらかじめ、採用計画に係る資料を送付する。
- 3 採用計画の作成に関する任期付隊員採用計画評議委員会からの意見は、人事教育局人事計画・補任課長が当該機関等の長あて通知する。
- 4 機関等の長は、訓令第4条の規定に基づく募集を実施した場合には、募集実施結果の概要、応募者名簿その他任期付隊員選考委員会に諮られる審査資料を内容とする事項を、遅滞なく、人事教育局人事計画・補任課長あて通知する。